

廃棄物に係る規制とその特例措置について

	収集運搬	処分業	施設		該当品目
			廃掃法	建築基準法	
一般廃棄物	市町村長の許可	市町村長の許可	都道府県知事の許可	都市計画地方審議会の議を経て、市町村長等の許可	産業廃棄物以外の廃棄物
産業廃棄物	都道府県知事の許可	都道府県知事の許可	同上	同上	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち 19 類型に該当するもの
専ら再生利用目的となる廃棄物（一廃・産廃）	不要	不要	同上	同上	古紙、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維
広域再生利用指定制度（一廃・産廃）	環境大臣の指定	環境大臣の指定	同上	同上	一廃（スプリングマットレス、パソコン、二次電池等） 産廃（製品の指定なし）
再生利用認定制度（一廃・産廃）	環境大臣の認定			同上	タイヤのセメントへの利用、建設汚泥の高規格堤防への利用、プラスチックの高炉吹き込み（還元剤を自ら製造し用いる高炉メーカーのみ）、肉骨粉のセメントへの利用
容器包装リサイクル法	主務大臣の認定		同上	同上	ガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装
家電リサイクル法	小売店等は不要				テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機
	再商品化実施者は主務大臣の認定		同上	同上	
自動車リサイクル法	関係業者は都道府県知事の登録・許可、製造業者等は主務大臣の認定		同上	同上	自動車
資源有効利用促進法	市町村長の許可（一廃）又は都道府県知事の許可（産廃） 主務大臣の認定による配慮	市町村長の許可（一廃）又は都道府県知事の許可（産廃） 主務大臣の認定による配慮	同上	同上	パソコン、二次電池